

紀州材で建てる地域住宅支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、住宅産業の振興及び林業・木材産業の活性化を図るため、本要綱に掲げる要件を満たした木造住宅の新築、増築及び改築（以下「新築・増築・改築事業」という。）並びに既存住宅のリフォーム（以下「リフォーム事業」という。）に要する乾燥紀州材の使用に係る経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乾燥紀州材 県内の森林で生産され、県内で製材加工された含水率が25パーセント以下の木材及び木材加工品で、紀州材認証システム実施要綱（平成22年制定）により紀州材と認証されるもの等をいう。
- (2) 木造住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に定める主要構造部が木造である住宅をいう。
- (3) 既存住宅 新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことの無いもの以外の住宅をいう。
なお、住宅の種類（専用住宅、店舗その他の併用住宅等）、建て方（一戸建て、長屋建て、共同住宅等）及び構造（木造、非木造）は問わない。
- (4) 改築 住宅の全部若しくは一部を除却し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後、引き続きこれと用途、規模及び構造の著しく異なる住宅を建てることをいう。
- (5) リフォーム 住宅の機能及び性能を維持し、又は向上させるため、住宅の全部又は一部について修繕、補修、模様替え、更新（取り替え）等を行うことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 県内に自ら居住するための木造住宅を新築、増築又は改築しようとする者
- (2) 県内に自ら居住している住宅の所有者であり、その住宅のリフォームを行おうとする者

(補助事業)

第4条 補助金交付の対象となる事業は、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 新築・増築・改築事業にあつては、次に掲げる全ての要件を満たすもの。
 - ア. 県内において自ら居住するための木造住宅を新築、増築又は改築するものであること。ただし、建売住宅は補助対象としない。
 - イ. 乾燥紀州材を住宅の構造材又は構造材と併せて内外装材（床、内壁、天井、階段、外壁等をいい、持ち運び（取り外し）可能な建具、棚、机、椅子、看板等を除く。以下同じ。）若しくは下地材等に利用するものであること。
 - ウ. 乾燥紀州材の使用材積が5立方メートル以上であること。
 - エ. 事業実施年度の3月末日（その日が和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）の場合は、その前日）までに補助対象部分の工事が完了するものであること。
 - オ. 補助金交付の対象が同一である他の国庫補助金又は県の補助金を重複受給しないものであること。
 - カ. 仮止め部材などの一時的な使用のみの部材は補助の対象としない。
 - キ. 新築・増築・改築事業の内容が、建築基準法、建築基準法施行令等の法令に抵触しないものであること。

(2) リフォーム事業にあつては、次に掲げる全ての要件を満たすもの。

- ア. 県内において自ら居住している住宅の所有者であり、その住宅のリフォームを行うものであること。
- イ. 乾燥紀州材を既存住宅の内外装材に利用するものであること。ただし、可視部分に使用された部材のみを補助対象とし、下地材等の表面に現れていない部材は、補助対象としない。
- ウ. 内外装材として利用する乾燥紀州材の使用面積が20平方メートル以上であること。
- エ. 工事費が500千円以上であり、かつ、工事請負契約書又は請書が交わされた工事であること。
- オ. 事業実施年度の3月末日（その日が休日の場合は、その前日）までに補助対象部分の工事が完了するものであること。
- カ. 補助金交付の対象が同一である他の国庫補助金又は県の補助金を重複受給しないものであること。
- キ. 昭和56年5月31日以前に建築（着工）された延べ床面積400平方メートル以下の既存住宅（木造住宅にあつては、2階建て以下に限る。以下「耐震診断を要する既存住宅」という。）にあつては、耐震診断を受けているものであること。ただし、耐震診断により耐震基準未満と判定された場合には、住宅耐震改修工事を実施済み又はリフォーム事業に併せて住宅耐震改修工事を実施することを確認できるものであること。
- ク. リフォーム事業の内容が、建築基準法、建築基準法施行令等の法令に抵触しないものであること。

(補助金の上限額)

第5条 補助金の上限額は、使用する乾燥紀州材の使用材積又は使用面積に応じ、次のとおりとする。

種別	乾燥紀州材の使用材積又は使用面積 (1棟当たり)	補助金の上限額 (1棟当たり)
新築・増築・ 改築事業	5立方メートル以上 10立方メートル未満	60,000円
	10立方メートル以上 15立方メートル未満	130,000円
	15立方メートル以上	200,000円
リフォーム 事業	20平方メートル以上	50,000円

2 居住の用に供する部分と事業の用に供する部分を併用する住宅の場合にあつては、事業の用に供する部分に係る乾燥紀州材は、使用材積又は使用面積に算入しないものとする。

(補助金の申込み)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、乾燥紀州材の設置が開始される日の前日から起算して3日前（その日が休日の場合は、その前日）までに、新築・増築・改築事業にあつては第1号に、リフォーム事業にあつては第2号に、各々掲げる書類を知事に提出しなければならない。

なお、提出先は、事業施行地を管轄する振興局農林水産振興部林務課とする。

(1) 新築・増築・改築事業

書 類	様 式	提出要件	提出 部数	最終提出 期限
紀州材で建てる地域住宅支援 事業申込書	別記第1号様式	必須	各1部	3月15日（休日の

書 類	様 式	提出要件	提出 部数	最終提出 期限
紀州材で建てる地域住宅支援 事業計画書	別記第 2 号様式			場合は、そ の前日)
木拾い表 (計画)	別記第 3 号様式			
建築確認が必要な区域及び建 物にあつては、建築基準法第 6 条に定める建築確認済証の 写し及び建築確認申請書 (控 え) の写し (第一面から第六 面まで)	/			
建築確認が必要でない区域に あつては、建築基準法第 15 条に定める建築工事届出書 (第一面から第四面まで) の 写し。ただし、行政機関の受 理印がないものにあつては、 建築工事届の受理を証明する 書類を添付すること。				
設計図 (付近見取図、配置図 及び各階平面図) の写し				

(2) リフォーム事業

書 類	様 式	提出要件	提出 部数	最終提出 期限
紀州材で建てる地域住宅支援 事業申込書	別記第 1 号様式 の 2	必須	各 1 部	3 月 1 5 日 (休日 の場合は、 その前日)
紀州材で建てる地域住宅支援 事業計画書 (リフォーム事業)	別記第 2 号様式 の 2			
リフォーム事業木拾い表 (計 画)	別記第 3 号様式 の 2			
工事請負契約書又は請書の写 し	/			
設計図 (付近見取図、配置図 及び各階平面図) の写し。た だし、設計図が無い場合は、 補助対象箇所の面積を確認で きる図面等の写し				
工事着手前写真 (既存住宅全 体及び工事箇所ごとの写真)				
既存住宅の建設された時期 (着工年月日) を確認できる 書類の写し	建築確認済証の 写し又は建築工 事届出書の写し 等			

書 類	様 式	提出要件	提出 部数	最終提出 期限
耐震診断の結果を確認できる書類の写し		耐震診断を要する既存住宅のリフォーム事業を行う場合		
住宅耐震改修工事を実施済み又はリフォーム事業に併せて住宅耐震改修工事を実施することを確認できる書類の写し		耐震診断を要する既存住宅で、耐震基準未滿と判定された住宅のリフォーム事業を行う場合		

- 2 新築・増築・改築事業の申込者は、建築確認申請書又は建築工事届に記載された建築主とし、リフォーム事業の申込者は、工事請負契約書又は請書に記載された建築主とする。
- 3 前項の建築主が複数の場合にあつては、代表者1名を選任するものとする。この場合において、申込者は第1項の書類と併せて委任状（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。
- 4 補助金の申込みの受付は、先着順とする。ただし、形式上の要件（記載事項に不備がなく、かつ、必要書類が添付されていること。）に適合しないと認められる申込書は、受付しないものとする。
- 5 補助金の申込額の合計が予算額に達した日をもって申込みの受付を終了するものとする。ただし、当該日中に補助金の申込額の合計が予算額を上回った場合は、当該日中に受付した申込者の中から、抽選により採択を決定するものとする。
- 6 前項の抽選の結果、不採択となった者については、事業実施年度の3月25日まで補欠者として登録し、登録期間内に申込みの取消しが生じた場合等は、予算の範囲内で繰り上げて採択するものとする。
- 7 リフォーム事業の申込みは、事業年度ごとに、申込者1人当たり及び既存住宅1戸当たり1回限りとする。
- 8 新築・増築・改築事業とリフォーム事業は、併用することができない。

（申込内容の変更等）

第7条 申込者は、事業申込内容に次の各号に該当する変更が生じたときは、速やかに紀州材で建てる地域住宅支援事業補助金申込（変更・取消）届（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

- (1) 申込者の住所又は氏名の変更（住所については、新たに建築された住居に転居した場合を除く。）
- (2) 乾燥紀州材の使用材積又は使用面積の変更
- (3) 施工業者の名称又は所在地の変更
- (4) 事業の中止

2 事業申込書提出後の補助金の増額変更は、認めないものとする。

3 第1項第1号から第3号までに該当する変更については、交付申請をもって第1項の変更届に替えることができるものとする。

（現地調査等）

第8条 知事は、第6条の申込みを受付けたときは、申込内容を審査し、その結果を申込者本人に通知するものとする。

2 知事は、前項の審査のため、必要と認めるときは、現地調査を実施することができる。この場合、申込者は、同項の現地調査等に協力しなければならない。

(交付申請)

第9条 前条の審査に合格した者は、規則第4条に規定する交付申請書に新築・増築・改築事業にあつては第1号に、リフォーム事業にあつては第2号に、各々掲げる書類を添付して補助金の交付を申請するものとする。

なお、提出先は、事業施行地を管轄する振興局農林水産振興部林務課とする。

(1) 新築・増築・改築事業

書 類	様 式	提出部数	提出期限
紀州材で建てる地域住宅支援事業実績書	別記第6号様式	各1部	3月末日（休日の場合は、その前日）
木拾い表（実績）	別記第3号様式		
紀州材認証システム実施要綱に基づく紀州材証明書（補助対象事業において使用した乾燥紀州材に係るものに限る。）	/		
写真（構造材完成（棟上げ）時、内外装材等完成時の写真）			

(2) リフォーム事業

書 類	様 式	提出部数	提出期限
紀州材で建てる地域住宅支援事業実績書（リフォーム事業）	別記第6号様式の2	各1部	3月末日（休日の場合は、その前日）
リフォーム事業木拾い表（実績）	別記第3号様式の2		
紀州材認証システム実施要綱に基づく紀州材証明書（補助対象事業において使用した乾燥紀州材に係るものに限る。）	/		
工事箇所ごとの写真（内外装材等完成時の写真）			

(補助金の交付決定及び額の確定)

第10条 規則第14条に規定する補助金等の額の確定は、規則第5条に規定する補助金等の交付の決定と同時にを行うものとする。

2 前項の補助金等の交付の決定及び額の確定は、紀州材で建てる地域住宅支援事業補助金の交付決定及び額の確定通知書（別記第7号様式）により申込者に通知するものとする。

(書類等の保存)

第11条 申請者は、この事業に関する書類等について、補助事業を完了した日から5年を経過する日の属する年度の3月31日まで保存しておかななければならない。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
(紀州材需要創出事業(家づくり支援)補助金交付要綱の廃止)
- 2 紀州材需要創出事業(家づくり支援)補助金交付要綱(平成19年制定)は、廃止する。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成25年12月27日から施行する。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。